

けんぽQ & A

Series 84

Q 子供が旅先で急病になったのですが、保険証を持参してなかったため、医療費の全額を支払いました。あと、市区町村で乳児医療制度があることがわかったのですがどのような手続きをすればよいのか教えてください。

A まず、「療養費支給申請書」を提出していただきます。

添付書類には、医療機関で支払った「領収書」と治療を行った医師による「医師の意見書（できるだけくわしく）」が必要となります。

この書類が揃っていれば、就学前までの年齢の子供の場合は、医療費の8割の支給 小学生異常までの子供の場合は、医療費の7割が支給されます。

ただし、医療費は、診療報酬明細書に記載される治療点数×10円を基本に計算されますので、自由診療の場合など治療点数が1点=12円や20円の場合がありますが あくまでも、健康保険組合からの療養費として支給されるのは1点=10円の計算で 支給されます。

そして、市区町村への乳幼児・こども助成制度があるところにつきましては、自己負担の2割または3割を返還していただけます。

この場合も、市区町村に対して健康保険組合が証明する「療養費支給証明書」と健康保険組合からの療養費支給決定通知書を提示することで、自己負担分を返還していただけますので、前もって市区町村への問い合わせをしてください。

「療養費支給証明書」の形式は、居住地によって変わってきます。